

欠陥だらけ

国民投票法は凍結・廃止を

憲法9条を変え戦争する国づくり反対

憲法を変える手続きを定めた国民投票法は、安倍政権（当時）が強行採決に次ぐ強行採決を繰り返して、2007年成立させたもので、今年5月18日に法律上の施行日を迎えます。

総務省は、施行の準備をすすめています。この法律は重大な欠陥を抱え、法律の施行日までに制度化するとしていた点も全く手がつけられていません。

国民主権の侵害

国民投票制度は、主権者である国民が、根本の法である憲法を変える手続きを定めるものであり、徹底して民主的である事が求められています。

しかし、施行される国民投票法には、憲法九条の改定を狙う改憲派が、改憲が出来るだけ通りやすくするために、次のような重大な問題点を押し込みました。

国民投票法の重大な問題点

最低投票率の制度がなく、投票率が低ければ、少数の賛成で憲法改定が成立する。

白票（国民が迷う場合は大量に出る可能性あり）や無効票は除かれ、有効投票の過半数の賛成で成立としている。

テレビなどの有料意見広告が野放しにされている（改憲派は財界がついてカネは潤沢）

議席数に応じて構成される広報協議会の広報が改憲案のPRになる。

公務員・教育者の運動が規制される可能性がある。

国民は改憲を望んでいない

国民投票法の付則では、投票年齢を18歳以上とする。公務員の国民投票にかかわる運動が制限されないようにする。そのために法律施行までに関連法の改正を行うとしましたが、全く手つかずの状態です。

また、最低投票率、テレビ等の有料意見広告についての検討を法律施行日までに、18項目の国会付帯決議もつけていました。

しかし、改憲への国民の批判の高まり、07年参議院選挙、09年衆議院選挙で、改憲を掲げる自民党が惨敗し、改憲にかかわる事項を審議する憲法審査会も3年間始動しませんでした。

国民は平和憲法の改憲を望んでいません。欠陥法の国民投票法は施行せず、凍結・廃止すべきです。

○最低投票率の規定がなく、国民の2割台の投票でも



○テレビ、ラジオなどの有料広告が資金力のある財界や改憲勢力に独占される危険!!



○公務員、教育者（600万人）への運動の規制

